

# 佐世保工業高等専門学校危機管理規程

(平成23年5月31日制定)

## (目的)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生することが予想される様々な事象に伴う危機に組織的に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制及び危機事象発生時の基本的な対処方法等に関し、必要な事項を定めることにより、本校の学生、教職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）及び近隣住民（以下「学生等」という。）の安全並びに本校教育研究活動の確保を図るとともに、本校が社会的な責任を果たすことを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 危機管理 次条に定める危機事象の原因と状況を把握、予知又は分析し、その事象によってもたらされる事態を想定することにより、被害や影響を回避又は軽減し、最小限に抑制するための適切な対応を行うことをいう。
- 二 部局 基幹教育科、各学科、専攻科、図書館、情報処理センター、地域共同テクノセンター、EDGE キャリアセンター、技術室及び事務部をいう。
- 三 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

## (対象とする事象)

第3条 この規程において対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態
- 二 学生等の安全に係わる重大な事態
- 三 施設管理上の重大な事態
- 四 社会的影響の大きな事態
- 五 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- 六 前各号と同等以上の重要な事態

## (校長等の責務)

第4条 校長は、本校における危機管理を統括し、その充実に努めなければならない。

- 2 筆頭副校長は、校長を補佐し、本校における危機管理の充実に努めなければならない。
- 3 部局長は、他部局と連携を図りつつ、当該部局における危機管理の充実に努めなければならない。
- 4 校長、筆頭副校長及び部局長は、法令及び本校の学内規定に従い、学生等が本校に起因する危機により被害等を被ることがないように、常に配慮しなければならない。
- 5 校長、筆頭副校長及び部局長は、危機管理に当たり、学生等に対し必要な情報提供に努めなければならない。
- 6 教職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(リスク管理室の設置)

第5条 本校に、危機管理を総合的かつ計画的に推進するため、リスク管理室を置く。

(リスク管理室の業務)

第6条 リスク管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 危機事象への対処に関すること。
- 二 危機管理に関する情報の収集分析及び周知に関すること。
- 三 危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルの策定並びに周知に関すること。
- 四 危機管理に関する教育、研修、訓練等に係る企画、立案及び実施に関すること。
- 五 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。
- 六 緊急時の組織体制及び情報伝達方法の整備並びに周知に関すること。
- 七 危機管理に関し、機構本部リスク管理対策本部と相互連携を図ること。

(リスク管理室の組織)

第7条 リスク管理室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
  - 二 筆頭副校長
  - 三 副校長
  - 四 事務部長
  - 五 総務課長及び学生課長
  - 六 その他、校長が必要と認めた者
- 2 前項第1号から第5号に掲げる者をリスク管理員とする。

(リスク管理室の室長)

第8条 リスク管理室に室長を置き、校長をもって充てる。

- 2 室長は、リスク管理室の業務を掌理する。
- 3 室長に事故あるときは、室長が指名した室員が、その職務を代行する。

(リスク管理員以外の者の出席)

第9条 リスク管理室長が必要と認めたときは、その都度リスク管理員以外の者を会議に出席させ、当該事項について意見を述べさせることができる。

(通報窓口)

第10条 本校における危機事象の通報窓口は、総務課とする。

(危機事象に関する通報等)

第11条 学生及び教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、直ちに総務課に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた総務課は、直ちにリスク管理室に連絡するものとする。
- 3 リスク管理室は、前項の連絡を受け、当該危機の状況を確認の上、対処方針等を協議するものとする。
- 4 前項の協議により対処方針等を決定したときは、次条により危機対策本部を設置する場合を除き、リスク管理室が対処に当たるものとする。

(対策本部の設置)

第12条 校長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、当該危機事象に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 筆頭副校長
- 三 副校長
- 四 事務部長
- 五 総務課長及び学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた者

3 対策本部に本部長を置き、校長をもって充てる。

4 本部長は、対策本部の業務を総括する。

5 対策本部に本部長を補佐するため副本部長を置き、リスク管理員の中から校長が指名する者をもって充てる。

6 対策本部の事務は、総務課が主管し、関係各課から事務部長の指名する者が参画する。

7 本部長は、危機事象への対処により、対策本部の役割を完了したと判断したときは、対策本部を解散するものとする。

（対策本部の権限）

第13条 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。

2 職員及び学生は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象の処理に際し、緊急を要する場合には、本校の学内規定等により必要とされる手続きの省略又は当該手続きを対策本部が行うことができる。対策本部は、当該手続きを省略した場合においては、危機事象の対処の終了後に、必要な報告をしなければならない。

（機構本部リスク管理本部等との連携）

第14条 対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとする。必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

（部局における危機への対処等）

第15条 校長は、危機の事象により当該部局が危機の対応に当たることが適当と判断したときは、当該部局長に対応を委ねるものとする。

2 対処を委ねられた当該部局長は、危機の内容、対処方針、対応状況等及び経過等について、随時、校長に報告するものとする。

3 部局長は、当該部局のみに係る危機事象であっても、本校として対処すべきものと判断する場合は、校長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

（校長が不在の時の措置）

第16条 校長が出張等により不在の場合は、筆頭副校長が、この規程に基づき、危機管理に対処するものとする。

（事務）

第17条 危機管理に関する事務は、総務課が行う。

(秘密保持の義務)

第18条 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。